

平成29年度分以降の特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）には

従業員のマイナンバーが記載されます。

安全管理措置等の再確認をお願いします。

例年5月に市区町村から提供される特別徴収義務者宛の「特別徴収税額決定通知書」に、平成29年度分から、特別徴収義務者及び納税義務者(従業員)のマイナンバー（個人番号）が記載されます。

つきましては、当通知書について、安全管理措置等の再確認をお願いします。

1．特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載について

- (1) 平成29年度から、特別徴収義務者宛の通知に納税義務者(従業員)のマイナンバーが記載されます。納税義務者(従業員)宛の通知にはマイナンバーは記載されません。
- (2) なお、報道等によると、当通知書に記載されるマイナンバーは、すべての従業員分（給与支払報告書にマイナンバーを記載しなかった者を含む）となるようです。

2．企業に提供される特別徴収税額通知について

- (1) 市区町村から提供される特別徴収税額通知（正本）は「書面」と「電子データ」の2種類があり、平成29年度からは、いずれにもマイナンバーが記載されることとなります。
- (2) 一方当事務所作成の法定調書作成システムでは、給与支払報告書の電子申告時に、特別徴収税額通知（正本）の受取方法を、内部的に「書面」の区分で送信しています。
したがって、当事務所ご利用の場合は、市区町村から特別徴収税額通知（正本）（マイナンバーあり）が「書面」で提供されます。

市区町村によっては、書面（正本）に加え、マイナンバーを含まない「電子データ」（地方公共団体の電子署名が付与されていない副本）が任意提供されることがあります。市区町村のサービス状況（提供の有無）は、下記ホームページで確認できます。

<http://www.eltax.jp/www/contents/1399944370341/index.html>

3. 上記1、2を踏まえた安全管理措置等のご検討のお願い

(1) 貴社での特別徴収税額通知書（マイナンバーを含む）の取扱方法を再確認ください。

上述のとおり、特別徴収税額通知書（マイナンバーを含む）は、書面で提供されます。このため、マスキング等を行わず、そのまま保管する場合は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管するなど、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>に沿った運用をご検討ください。

(2) 貴社の「特定個人情報取扱規程」を再確認ください。

【ご参考】

1) 総務省ホームページの様式「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」http://www.soumu.go.jp/main_content/000397111.pdf

2) 日本税理士会連合会ホームページ<総務省からのお知らせ>「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」<http://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/p170414/>

特別徴収税額通知書により提供を受けた個人番号は、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等に特定し、本人に通知又は公表している場合は、その利用目的の達成に必要な範囲で利用できます。

(注)なお、利用目的を取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合は、別途、特別徴収税額通知書により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。

個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講じる必要があります。

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努める必要があります。